

Q & A 追加資料

2023年7月31日 更新

Q 1 交付申請書（第1号様式）の添付書類、県税の納税証明書（全科目）の写しですが、県外の事業者（奈良県に納税していない事業者）は、提出が必要ですか。

A 1 必要ありません。

Q 2 1世帯に2つの計量メーターがあり1契約としている場合（基本料金がひとつで、計量メーターが複数設置されている場合）、計量メーターあたりではなく、1契約単位を支援対象としてよいでしょうか。

A 2 上記で問題ございません。1契約3,600円で考えてください。
（手引きP2の※より、親メーターが2つの場合は2契約、7,200円ですので違いに注意してください。）

Q 3 支援対象期間は一切のLPガス料金の値上げはしてはいいかないのか。

A 3 調達価格の上昇などを理由とする値上げは行っていただいても差し支えありません。ただし、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行うなど、意図的と捉えられることのないようご留意願います。

Q 4 消費者へ3,600円の支援（値引き）を行う際、直接現金にて給付していいですか。

A 4 行ってはけません。ガス料金より支援（値引き）をお願いします。